

京都市訓令甲第 13 号

庁 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和2年 9月17日

京都市長 門川大作

別表第2観光誘客誘致課長の項の後に次の1項を加える。

農林振興室長

(1) 花を活かした賑わい創出事業補助金に係る交付決定その他の決定及びこれに伴う経費の支出決定に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)